

姫路獨協大学試験に関する細則

(昭和62年6月18日制定)

改正 平成 3年12月19日
平成11年10月21日
平成12年 5月18日
平成14年 1月17日
平成19年 2月15日
平成19年 6月21日
平成19年12月20日
平成20年 9月18日
平成24年 6月21日
平成25年 3月28日
平成28年 7月28日
平成29年 4月27日

第1条 試験の種類は、定期試験、臨時試験、追試験、再試験及び卒業再試験とする。履修した科目の単位の認定は、科目シラバスに示された評価方法・基準に従い、試験、レポート又はその他によって行う。

2 定期試験は、原則として前期又は後期終了時に行う。定期試験に加えて臨時試験を行うことがある。

3 定期試験の時間割は、試験開始の1週間前に発表する。

第2条 学生は学年始めに所定の履修届及び受験届を提出した科目について試験を受けることができる。

2 授業料の未納者は、受験の資格を有しない。

第3条 受験者は必ず学生証を携帯し、机上に呈示しなければならない。

2 受験者が学生証を忘れたときは、学生課で受験用仮学生証の交付を受けなければならない。

第4条 試験開始後20分以内の遅刻に限り受験することを認める。ただし、試験時間の延長は行わない。

2 試験場からの退出は試験開始後30分以上経過した後でなければならない。

第5条 試験場では、試験科目担当者が許可した書籍・ノート等以外のものは所定の場所に置かななければならない。

第6条 答案用紙は必ず所定のものを用い、学群又は学部、学年、学籍番号・氏名を記入しなければならない。

2 答案用紙には解答以外のことを記載してはならない。

3 答案用紙は持ち帰ることはできない。

第7条 試験場では監督者の指示に従わなければならない。

第8条 受験者が試験場で次のような行為を行った場合、受験者は監督者によって直ちに退場させられるとともに、当該科目の受験を無効とされる。

- (1) テキスト、ノート、参考書、六法全書、辞書等の持ち込みが許可されている場合でも、試験時間中にそれらを他人に使用させたり、他人のものを使用したりすること。
- (2) 代人として受験すること及び代人を受験させること。
- (3) 持ち込みを許可されていないテキスト、ノート、参考書、六法全書、辞書等を使用したり、他人に使用させたりすること。
- (4) あらかじめ机等に書き込んだり、又はカンニング・ペーパー等を使用すること。
- (5) 他人の答案をのぞき見て写しとったり、写させたりすること。
- (6) 試験内容に関する事項を口頭、紙片その他の手段により、他人に教えたり、教えさせたりすること。
- (7) その他、前各号に類する行為をすること。

2 前項第2号から第7号までの不正行為があった場合、受験者は当該学期に履修している科目及び通年科目の履修届及び受験届を無効とされる。ただし、学外実習科目に関しては、当該学部の定めるところによる。

3 前2項の無効の認定は、教務部長が教学委員会において協議のうえ行う。

第9条 やむを得ない理由によって試験を欠席した者で追試験を希望する者は、指定された期間内に所定の願書を教務課に提出しなければならない。

2 追試験の許可は、当該科目の担当教員の承認を得て、教務部長が行う。

3 追試験については受験料を徴収する。その額は別に定める。

第10条 定期試験を受験し、不合格になった者に対して、当該科目の担当教員の判断により、再試験を実施する場合がある。再試験を希望する者は、指定された期間内に所定の願書を教務課へ提出しなければならない。

2 再試験は、原則として前期授業科目については前期に、後期授業科目又は最終期が後期に配当された授業科目については後期に行う。ただし、その他の時期に行う再試験の許可は当該科目の担当教員の承認を得て、教務部長が行う。

3 追試験の再試験は実施しない。

4 再試験の成績の評価は、「可」又は「不可」とする。

5 再試験については受験料を徴収する。その額は別に定める。

第11条 卒業年次に履修した科目で、定期試験に不合格となり、卒業要件に対して6単位以下の単位不足が生じた者が卒業再試験を希望するときは、指定された期間内に所定の願書を教務課に提出しなければならない。ただし、医療保健学部は、卒業再試験を実施しない。

- 2 卒業再試験の許可は、当該科目の担当教員の承認を得て、教務部長が行う。
- 3 卒業再試験の成績の評価は、「可」又は「不可」とする。
- 4 卒業再試験については受験料を徴収する。その額は別に定める。

附 則

この細則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年 細則第2号）

この細則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年 規程第28号）

この細則は、平成11年10月21日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則（平成11年 規程第39号）

この細則は、平成12年5月18日から施行する。

附 則（平成14年 規程第1号）

この細則は、平成14年1月17日から施行し、平成14年1月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 細則第1号）

この細則は、平成19年6月21日から施行する。

附 則（平成19年 細則第2号）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年 細則第2号）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年 規程第13号）

この細則は、平成20年9月18日から施行する。

附 則（平成24年 細則第1号）

この細則は、平成24年6月21日から施行する。

附 則（平成25年 規程第13号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 細則第1号）

この細則は、平成28年7月28日から施行する。

附 則（平成29年 細則第1号）

この細則は、平成29年4月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。